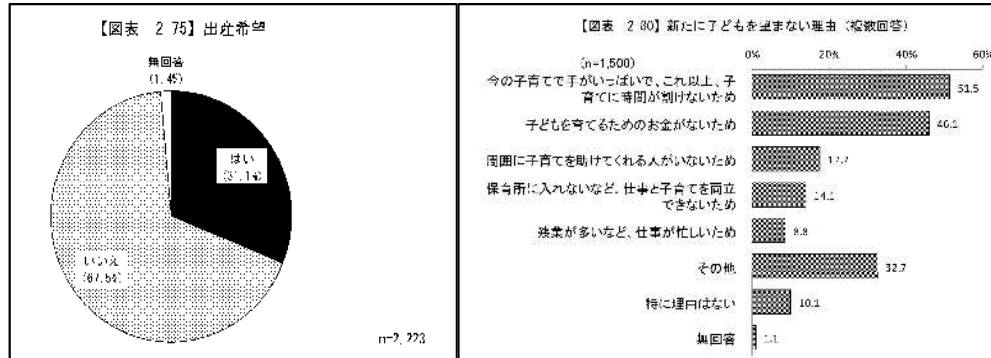


保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について

1 多子世帯を取り巻く状況

- 令和4年の日本の出生数は約77万人で、過去最少
- 少子化の進行は、社会経済に大きな影響を及ぼす
⇒労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加など
- ※少子化への対応は、遅くなるほど将来への影響が大きくなることから、早急に取組を進めることが必要

- 理想の数の子ども（第2子以降）を持たない理由
⇒経済的理由、高齢、体力面での不安、時間的理由など
第16回出生動向基本調査（国立社会保障人口問題研究所_ R3）
- 川崎市子ども・若者調査（未就学の子を持つ保護者に関する調査_R2）
- 新たに子どもを出産する希望がない方 : 67.5%
⇒今の子育てで手いっぱい、これ以上、子育てに時間がさけないため : 51.5%
⇒子どもを育てるためのお金がないため : 46.1%



- これらの状況を踏まえ、少子化対策の一つとして、子育てに係る負担が大きいと見られる多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育所等を利用しやすい環境を早急に構築する必要がある。

2 検討経過等

（1）他都市の状況（保育料多子減免・R5.9.25時点）

拡充（を予定）している都市 16市/20政令市		
川崎市	第2子半額、第3子無料（きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず）	R6年4月予定
札幌市	①小学生以上はカウントに含めない。未就学園児第1子は満額、第2子無償	H29年4月
	②年収360万→640万未満	R2年4月
	③第2子以降を無償化（年収やきょうだい年齢に関わらず）	R6年予定
新潟市	①小学生以上はカウントに含めない。未就学園児第1子は満額、第2子1/4	H18年
	②小学1年～3年生の子と教育保育施設等を利用している中で3番目の子無償	H26年
	③高校3年生までの子と教育保育施設等を利用している中で3番目の子無償	R5年4月
さいたま市	在園要件や年齢制限を設けず世帯の第3子は無償	H27年4月
横浜市	対象施設に「横浜保育室」を追加	H27年4月
静岡市	①年齢制限撤廃を市民税所得割額57,700円を77,101円まで拡大	H28年4月
	②第2子以降を無償化（きょうだいの就学に関わらず、所得制限なく）	R5年4月
名古屋市	①18歳に達した以後の最初の3月31日までのお父さんが3人以上いる世帯の第3子は無料	H31年4月
大阪市	第2子以降を無償化	R6年9月予定
堺市	①年収380万未満兄弟年齢関係なく第2子無償	H28年4月
	②第3子年収、上の兄弟関係なく無償	H28年4月
	第2子以降を無償化（きょうだいの年齢や所得に制限を設けず）	R5年4月
京都市	①国基準の年収360万、二人目半額を市独自に収入にあわせて補助	H28年
	②国基準の年収360万、三人目無償を年収640万未満無償	H27年
神戸市	0～2歳の保育料について、全ての世帯で第2子半額、第3子無償（多子の所得制限撤廃）	R2年9月
岡山市	市民税所得割が57,700円以上の世帯で3人以上の場合、年齢の高い順から第1子と数え、対象の子が第3子かつ3歳児未満の場合、国の多子計算基準に基づく額の半額	H28年4月
広島市	16歳未満の子が3人以上いる場合、2人を超える一人につき22,800円を市民税所得割から控除した階層区分により保育料を決定	H27年4月
福岡市	第2子以降を無償化（きょうだいの年齢や保護者の収入に関係なく）	R5年4月
北九州市	第2子以降を無償化	R5年12月予定
熊本市	18歳未満の児童が3人以上いる場合、第3子以降の子は無料	H23年4月

国基準と同一 4市/20政令市

仙台市、千葉市、相模原市、浜松市

東京都	①年収360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合、第2子半額、第3子無償	R1年10月
	②第2子以降を無償化（所得制限なし）	R5年10月予定

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について

(2) 市長への手紙 意見要旨分析

●R4.4.1～R5.9.25

意見要旨	通数
保育料高額、多子減免	21
多子減免	38
保育料高額	17
利用調整基準、保育料高額	1
利用調整基準	17
多胎児支援	2
コロナ関係	2
その他	19
合計	117

意見要旨(案件別)	件数	割合
多子減免	59	42.75%
保育料高額	38	27.54%
利用調整基準※	18	13.04%
多胎児支援	2	1.45%
コロナ関係	2	1.45%
その他	19	13.77%
合計	138	

※うち多子世帯：5件

●R5.1.1～R5.9.25 (再掲)

意見要旨	通数
保育料高額、多子減免	17
多子減免	33
保育料高額	9
利用調整基準、保育料高額	1
利用調整基準	11
その他	14
合計	85

意見要旨(案件別)	件数	割合
多子減免	50	49.02%
保育料高額	26	25.49%
利用調整基準※	12	11.76%
その他	14	13.73%
合計	102	

※うち多子世帯：3件

(3) 利用調整基準の見直しに係るパブリックコメント意見【参考】

- ・意見総数：142件(60通)
- ・うち、保育料に関すること：25件
→多子減免(17)、川崎認定保育料多子世帯補助(2)、保育料高額(5)、その他(1)

(4) 庁内の検討経過(多子減免関係)

- ・令和5年8月16日 各区児童家庭課長会議
- ・令和5年9月26日 各区児童家庭課長会議

3 多子世帯支援に関する課題(保育所等利用時)

(1) きょうだい2人以上で同じ希望園へ保育所等の利用申請をしても、現在の利用調整基準では加点が低いため、同一園への入所とならない場合がある。

⇒保護者への負担

(複数園への送迎や園ごとに必要な準備が異なること、就労時間の圧迫、園行事が重なった場合の対応等)

⇒子どもへの負担

(複数園送迎による生活リズムへの影響、体力的・精神的負担等)

【対応済】

- ・きょうだい同一園入所の機会拡充に向けた利用調整基準の見直し
- ・パブリックコメント実施結果を踏まえ、要綱を改正
(令和6年4月入所の利用調整から適用)

(2) 本市の認可保育所等の保育料算定における多子減免(きょうだい減免)については、同一世帯のきょうだいが小学校就学前の保育所等利用者でないと対象とならない。

⇒実際は第2子、第3子以降であっても、第1子(第2子)の保育料が適用されてしまい、経済的負担が大きい

⇒自治体ごとに基準が異っており、受けられるサービスに差が生じている(本市は、国基準に基づき実施)

⇒川崎認定保育園を利用する多子世帯の経済的負担が大きい

【対応案】

- ・令和5年6月に国が示した「こども未来戦略方針」では、保育料の多子減免の拡充には触れられていない。
- ・独自の取組を実施する自治体が増える中、本市においても制度拡充を求める市民意見が増えている。
- 認可保育所等の保育料について、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、令和6年4月からの実施
- 川崎認定保育園や一時保育等の利用者への支援についても、引き続き、検討を実施

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について

4 認可保育所等の保育料の多子減免見直し内容

※認可保育所等：認可保育所、公立保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）

(1) 保育料多子減免に係る新旧対照表

	見直し案	現行
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が77,100円以下の世帯)	全児童 (無料)	全児童 (無料)
市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設による制限なし	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設による制限なし →全世帯が減免対象
市民税所得割相当額が57,700円以上の世帯	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設による制限なし →全世帯が減免対象	第2子 (半額) 第3子以降 (無料) →きょうだいの年齢や利用施設による制限あり →実際は第2子、第3子以降であっても、第1子(第2子)の保育料が適用される場合がある

(2) 幼児教育・保育の無償化(参考)

	保育料	副食費
0歳児～2歳児	上記(1)のとおり	徴収なし(保育料に含む)
3歳児～5歳児	全児童(無料)	4,500円(目安) ※非課税世帯、市民税所得割相当額57,700円未満(ひとり親等は77,100円以下)世帯、第3子以降(第1子・第2子ともに利用児童)は徴収免除

保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組について

5 今後のスケジュール案

青字：利用調整 赤字：多子減免 黒字：共通

項目	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R6.4月	5月	6月
議会	<p>★提案説明（市長）</p> <p>★代表質問</p>	<p>★文教委員会（多子減免報告）</p>				<p>★予算案提案</p>				
庁外有識者等	<p>★児童福祉審議会（報告）</p> <p>★子ども・子育て会議（報告）</p>		<p>★児童福祉審議会（資料提供）</p> <p>★子ども・子育て会議（資料提供）</p>							
市民周知等		<p>★利用案内配布・申請開始、市HP更新 （<u>利用調整基準・多子減免見直し内容を記載</u>）</p>	<p>★市政だより（11月号） （<u>利用調整基準・多子減免見直し内容を記載</u>）</p>				<p>★保育料決定通知（対象者のみ）</p>			
庁内検討	<p>★各区役所に情報共有等</p>	<p>★こ施策検討部会</p>	<p>★オータムレビュー</p>							
事務手続等	<p>★利用案内（入稿）</p> <p>★要綱改正</p>						<p>★施行細則改正</p>			
システム改修	<p>★システム改修</p>			<p>★運用開始（R6.4利用調整～）</p>						
		<p>★システム影響調査</p>			<p>★システム改修</p>			<p>★運用開始（R6.4分保育料～）</p>		